

第5次新富町長期総合計画

中期基本計画

平成26年度～平成29年度



新富町

ごあいさつ



新富町長 土屋良文

新富町では、平成23年6月に策定した『第5次新富町長期総合計画』の中の目指すべきまちの姿(ビジョン)の実現に向けて、これまで様々な施策の取組を進めてまいりました。

このたび、前期基本計画の期間が終了することから前期3年間の施策の達成状況や引き継がれる課題を検証し見直しを行い、向こう4年間の新たな課題に対応していくために必要な施策として、中期基本計画を策定いたしました。

基本構想の中の「しんとみ宣言」のとおり、新富町の財産は人と人、人と地域のつながりから生まれる「絆」であります。町民と町が強い絆を結び「新富力」として結集し、目指すべきまちの姿(ビジョン)を一つ一つ実現しながら「キラリと輝く元気な新富町」を共に創っていきましょう。

町民の皆様には今後とも、まちづくりへの主体的な参画と更なる御理解、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画策定にあたり熱心にご審議いただきました新富町長期総合計画等審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成26年6月

目次

第1章 総合計画及び中期基本計画の概要

1. 長期総合計画の構成・計画期間	3
2. 基本ビジョンとテーマ別ビジョン	3
3. 中期基本計画策定の目的	4
4. 中期基本計画策定の考え方と個別計画との関連	4

第2章 中期基本計画(テーマ別)

第1節 暮らし・環境

I 生活環境

1 暮らしのインフラ	7
2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政	10
3 基地対策	14
4 住宅、公園、緑地、環境美化	15
5 ごみ処理・リサイクル	17
6 火葬場施設・墓地	18

II 自然環境保全・公害

第2節 健康・福祉

I 保健・健康づくり・医療	20
II 国民健康保険	23
III 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険	24
IV 障がい者福祉	25
V 児童福祉	26
VI 低所得者福祉・母子父子家庭福祉	28

第3節 教育・文化・人づくり

I 幼児教育	29
II 義務教育	29
III 青少年健全育成	31
IV 生涯学習	32
V 文化・スポーツ	33
VI ボランティア・男女共同参画	36

第4節 産業・経済

I 農業	37
II 林業・水産業	41
III 商業、サービス業、工業	41
IV 雇用	42
V 観光	43

第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み

第3章 附属資料

第5次新富町長期総合計画中期基本計画策定の経過	49
新富町長期総合計画等審議会委員	50
第5次新富町長期総合計画中期基本計画体系図	51

第1章

総合計画及び中期基本計画の概要

1. 長期総合計画の構成・計画期間

第5次新富町長期総合計画は、町政の方向性を示す最上位の計画として策定されたものであり、「基本構想」と「基本計画」を平成23年6月に策定しました。

①基本構想

「基本構想」は、平成23年度を初年度とし、平成33年度（2021年度）を最終年度とする概ね11年間を対象期間として、新富町が目指すべきまちの姿（ビジョン）を示しています。

②基本計画

「基本計画」は、「基本構想」で示されたビジョンを実現させるための必要な取組について、その基本的な考えや手段を示しています。

計画期間は、前期3年（平成23年度～平成25年度）、中期4年（平成26年度～平成29年度）、後期4年（平成30年度～平成33年度）の3期に分けており、社会情勢の変化等を勘案して必要に応じて見直すこととしています。

ここでは、これからの4年度間、すなわち平成26年度（2014年度）から平成29年度（2017年度）を対象期間として策定されています。

③各課の事業実施計画（検証）

基本計画に基づき実施される各年度の具体的な事務事業の取組を示し、年度終了後に分析・評価（検証）を行い更新するローリング方式としています。

		対象期間
基本構想		平成23年度（2011年度）～平成33年度（2021年度）
基本計画	前期	平成23年度（2011年度）～平成25年度（2013年度）
	中期	平成26年度（2014年度）～平成29年度（2017年度）
	後期	平成30年度（2018年度）～平成33年度（2021年度）
事業実施計画（検証）		各年度 平成23年度（2011年度）～平成33年度（2021年度）

2. 基本ビジョンとテーマ別ビジョン

基本ビジョン

計画期間における本町の目指すべきまちの姿（ビジョン）は、基本構想の中で基本ビジョンとして未来への夢を込めて「しんとみ宣言」として掲げ、町政全般の各分野「暮らし・環境」「健康・福祉」「教育・文化・人づくり」「産業・経済」ごとのテーマ別に具体的に設定しています。

【しんとみ宣言】

親から子、子から孫へと受け継がれてきた共助と自立の精神、郷土への自信と誇り、そして人と人のつながり、人と地域のつながりから生まれてきた「絆」という新富町の財産を今こそ認識し、時代とともに変化する多様な価値観の中でも進むべき方向を見失うことなく、町民、自治組織・団体、事業者と行政が協働して、目指すべきまちの姿を一つずつ実現し、「キラリと輝く元気な新富町」を創ります。

テーマ別ビジョン

町政全般の各分野【暮らし・環境】【健康・福祉】【教育・文化・人づくり】【産業・経済】ごとのテーマ別にビジョンを設定しています。

【暮らし・環境】

「快適で安全な生活がおくれるまち、公害がなく環境に優しいまち、地域の絆を育み町民が助け合い見守り合うまち」づくりを進めます。

【健康・福祉】

「町民誰もが元気で、生涯を通して安心して暮らせるまち」づくりを進めます。

【教育・文化・人づくり】

「子どもも大人も学ぶ意欲が高いまち、文化やスポーツの振興を通して郷土への誇りを育て、積極的な町民性にあふれたまち」づくりを進めます。

【産業・経済】

「後継者がやりがいを感じる収益性の高い第一次産業が元気なまち、町内での消費循環と町外からの誘客促進で商店街等がにぎわいのあるまち、安心して働ける雇用環境のあるまち」づくりを進めます。



ビジョンを実現させるための行政の取組み

3. 中期基本計画策定の目的

中期基本計画は、基本構想で示した本町の目指すべきまちの姿(ビジョン)を実現するため、町づくりのテーマ別ビジョンごとに平成26年度から平成29年度の4年間で行う施策の方針や目標を明らかにし本町のまちづくりを計画的に推進するために策定するものです。

4. 中期基本計画策定の考え方と個別計画との関連

中期基本計画は、目指すべきまちの姿(ビジョン)を実現するために、前期基本計画で定めた目標や施策についての達成状況や、中期基本計画に引き継がれる課題を検証し、計画期間内に行うべき方針や目標をテーマ別ビジョンごとに設定しました。

また、総合計画は町政運営の最上位計画であることから、施策ごとに関連する個別計画との整合性について、中期基本計画期間内に新たに個別計画を策定する場合や見直しを行う場合は、中期基本計画に定められた施策方針や目標との整合を図ります。

第2章

中期基本計画（テーマ別）

第1節 暮らし・環境

「快適で安全な生活がおくれるまち、公害がなく環境にやさしいまち、地域の絆を育む町民が助け合い見守り合うまち」づくりを進めます。

I 生活環境

1 暮らしのインフラ

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 快適な生活を支えるために、幹線道路（主要国道）や生活道路（県道・町道）の整備が進んでいるまち
- 光ファイバーによる情報通信基盤を活用した、新たな公共サービスが図られるまち
- 安心して使える質の高い水を将来的にも災害時にも安定的に供給できるまち
- 必要な公共交通路線が維持されるとともに、高齢化の進展を見据えながら、公共交通路線の希薄な地域を中心に、新しい交通手段が確保されたまち

(1) 幹線道路の整備

- 一般国道10号新富バイパスの4車線化整備については、日向大橋～土地区画整理事業区間における未完成区間の平成29年度供用開始が示されました。更なる早期整備に向けて積極的に国に要望していきます。また、三納代交差点～岩脇交差点間の事業着手についても国に働きかけていきます。
- 一ツ瀬橋の改良について、関係機関に働きかけ、整備を促進します。
- 都市計画区域における都市の骨格となる都市計画道路について、都市計画マスタープラン^{※1}に基づき整備を促進します。

(2) 町道の整備

- 交通量の増加に対応するために、未改良道路と排水路の整備率の向上を図ります。
- 幹線道路の整備等に合わせ、町民生活の向上等につながる町道及び排水路の新設を図り、排水路を含む道路網の充実を図ります。
- 道路パトロールを強化し、適切な道路の維持・管理を図ります。

※1 都市計画マスタープラン：都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと。

(3) 人にやさしい道路整備

- 道路景観や沿道環境にも配慮した道路整備を図ります。
- 市街地を中心に道路のバリアフリー化などを促進し、人にやさしい道路環境を整備します。

道路の状況

路線	実延長	規格改良済		舗装済	
		延長 (m)	率 (%)	延長 (m)	率 (%)
国道	7,088.0	7,088.0	100.0	7,088.0	100.0
県道	39,667.8	33,168.1	83.6	39,667.8	100.0
町道	242,134.0	161,230.0	66.6	226,138.0	93.4

資料：県道路施設現況調書（平成25年4月1日）

(4) 町内 I T 化の促進

- 町内全域をカバーする光ファイバーによる情報通信基盤を活用し、高齢者福祉、健康づくりなどさまざまな分野において、公共サービスを展開する町内 I C T 化に向けたまちづくりに取り組みます。

(5) 公共交通の確保

- 近隣市町や県と連携し、バス、鉄道など既存の公共交通機関の効果的な運用と確保に努めます。
- 町民に身近な交通手段としてコミュニティバスが定着するよう、利便性向上を図りながら安全かつ快適な運行に努めます。

(6) 水資源の保全

- 安心して、おいしく飲める水の供給のために、関係機関と連携して、一ツ瀬川流域の水質監視と水質管理情報の共有化を行い、一ツ瀬川の水質保全を図ります。
- 水は限られた資源であることから、水の持つ役割や大切さを理解し、貴重な水資源の有効利用のため、有収率の向上を図ります。

(7) 上水道施設の整備

- 常に安定的な水の供給を確保するため、水道施設の整備充実を図ります。
- 水道施設の適正な管理に努めるとともに、老朽化施設の更新を計画的に進めます。
- 国道・県道・町道等の道路改良工事に合わせて、水道管の布設や耐震管への布設替えを行います。
- 水圧不足地域の解消及び耐震対応水道管への切替えを計画的に実施し、安定供給を図ります。

※2 道路のバリアフリー化：歩道の段差や凹凸を緩和し、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等を行う事で道路の障害を除き、だれもが利用しやすい道路環境の整備を図ること。

※3 ICT：Information & Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。情報や通信に関する技術の総称。多くの場合「情報通信技術」と訳されるが、ネットワーク通信による情報・知識の共有という考えが含まれている。

※4 有収率：供給した配水量に対する、料金徴収の対象となった水量(有収水量)の割合。

水道施設の整備実績

年度	内容	備考
平成23年度実績	配管未残塩測定装置設置工事	新 設
	牧神配水池水位計更新工事	更 新
	県道川床日向新富停車場線配水管布設工事 1工区	新 設
	県道川床日向新富停車場線配水管布設工事 2工区	新 設
	県道川床日向新富停車場線配水管布設工事 3工区	新 設
	県道川床日向新富停車場線配水管布設工事 4工区	新 設
	町道軍瀬～田中線配水管布設工事	新 設
	西都市岡富配水管布設工事	新 設
	今別府地区配水管布設替工事	布設替
	弁指～比良線配水管布設替工事	布設替
	弁指地区配水管布設替工事	布設替
平成24年度実績	浄水場急速ろ過池表洗管取替工事	更 新
	町道新馬場南線配水管布設工事	新 設
	県道川床日向新富停車場線配水管布設工事	新 設
	大淵～川原線配水管布設替工事	布設替
	町道六反田～浜線配水管布設替工事	布設替
	西五反田地区配水管布設替工事	布設替
	町道富田町～上城元線配水管布設替工事	布設替
	江梅瀬地区配水管布設替工事	布設替
	町道駅前6号線配水管布設替工事	布設替
平成25年度実績	仲伏地区配水管布設替工事	布設替
	町道岩脇線老朽管布設替工事	布設替
	仲伏地区配水管布設替工事（その2）	布設替
	横江1号線配水管布設工事	新 設
	新富町浄水場表洗ポンプNo.2・補給水ポンプNo.1更新工事	更 新
	浄水場排水池配管取替工事	更 新
	新富町浄水場浄水処理設備分解整備及び更新工事	更 新
	国道10号バイパス工事に伴う配水管布設替工事	布設替
	町道八幡～軍瀬線配水管布設工事	新 設
	溜水1号線配水管布設替工事	布設替
	町道越馬場～野中線配水管布設替工事	布設替
	町道岡馬1号線配水管布設替工事	布設替
	町道樋之元線配水管布設替工事	布設替
	町道宮ヶ平～舟津線配水管布設替工事	布設替
	町道今別府4号線配水管布設替工事	布設替
町道溜水1号線配水管布設替工事（その2）	布設替	
町道田中線配水管布設替工事	布設替	
新富町浄水場浄水処理設備分解整備及び更新工事	更 新	

(8) 災害時に備えた上水道の確保

- 災害に備えた自己水源の確保を図ります。
- 災害に強い上水道施設の整備を図ります。
- 早期復旧のため、他水道事業者等との相互連携、水道産業界や町民との協力体制の確立等により、広域応援体制の充実を図ります。

自己水源の状況

施設の概要	種別	計画取水 (m ³ /日)	竣工年度
金丸取水場	表流水	9,000	昭和57年度
平伊倉水源池	湧水	(予備)	昭和37年度

上水道施設の整備状況

年度	内容
平成19年度 ～平成20年度	金丸取水場改修工事 場内整備工事 浄水設備工事(活性炭注入設備一式) 電気設備工事(電気計装設備移設、発電機設置) 配管設備工事(場内、場外) 電気室、貯留槽建築工事

2 消防、救急、防災、防犯、交通安全、消費者行政

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 消防・救急体制が充実し、安心して暮らせるまち
- 河川の整備等による災害に強いまちづくりと地震や津波等のまさかの時に備えた態勢が充実し、安心して暮らせるまち
- 「地域は地域住民が自ら守る」という意識の下で、町民同士が助け合い見守り合う地域コミュニティが機能するまち
- 防犯体制や防犯意識の向上を図るとともに、歩行者の安全を最優先し、交通安全意識の徹底により事件・事故を未然に防ぐまち
- 一人ひとりが正しい消費者意識を持ち、安心して暮らせるまち

(1) 消防

- 東児湯消防組合の装備充実、人員体制、消防・救急体制の強化を図ります。
- 「地域は地域住民が自ら守る」という意識を啓発し、また、地域コミュニティの絆を強化するためにも消防団の存在は極めて重要であることから、消防団員の確保や消防技術の向上、消防装備の充実を図ります。

- 耐震性防火水槽や消火栓など、地震時の火災に備えた消防水利施設の整備を図ります。
- 家庭や地域コミュニティにおける防火意識を高め、互いに見守り助け合う環境づくりに取り組みとともに、区長会等で周知を図り住宅用火災警報器の設置普及率を高めます。
- 事業所での防火体制の充実、自主消防組織の整備を促進します。

消防団組織表

所属	人数	所属	人数
団長	1	8部	15
副団長	2	9部	14
分団長	4	10部	15
ラッパ部	12	11部	14
1部	15	12部	14
2部	16	13部	15
3部	15	14部	18
4部	15	15部	14
5部	13	16部	15
6部	17	消防主任	1
7部	16	合計	261

※条例定数は269名（消防主任除く） ※平成26年4月1日現在

消防団の装備状況

水槽付き消防ポンプ自動車	2
普通ポンプ自動車	2
小型動力ポンプ付積載車	13
消火栓	332
防火水槽	169

※平成26年4月1日現在

耐震性防火水槽設置状況

年度	設置基数	設置箇所
昭和56	2	平伊倉、新田原
昭和62	1	六反田
昭和63	2	麓、溜水
平成元	2	八幡、伊倉
平成2	4	今別府、新馬場、塚原、軍瀬
平成3	4	中村、湯風呂、岩脇、平伊倉
平成4	4	東畦原、野中、末永、一丁田
平成5	3	大淵、上城元、追分
平成6	1	下三納代
平成12	1	中村
平成15	1	中須
平成18	1	柳瀬
平成23	1	湯之宮

※平成26年4月1日現在

※調整交付金事業及び町単独事業での防火水槽の設置を行っている。

町内水利施設数

消火栓	3 3 2
防火水槽	1 6 9
プール	9
河川	4

※平成26年4月1日現在



自主防災組織に配備された防災資機材

自主防災組織一覧

地区	結成年月日
麓地区	平成19年10月31日
鬼付女地区	平成19年10月31日
新町地区	平成20年4月1日
竹淵地区	平成20年4月1日
平田地区	平成20年12月25日
伊倉地区	平成21年1月11日
野中地区	平成21年1月18日
六反田地区	平成21年12月21日
八幡地区	平成22年1月1日
湯之宮地区	平成22年7月1日
弁指地区	平成22年12月14日
大淵地区	平成24年5月1日
江梅瀬地区	平成24年8月6日
越馬場地区	平成25年5月15日
祇園原地区	平成25年6月30日
東畦原地区	平成25年7月10日

※平成26年4月1日現在

(2) 救急

- 高規格救急車の導入や救急救命士の確保などにより、迅速な救急活動に必要な体制づくりを促進します。
- 救助体制強化のため、装備の充実や人員の確保などを促進します。

(3) 防災

- 平成20年度策定の「新富町建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修等を進めることにより、建築物の耐震化や不燃化などを図り、災害に強いまちづくりを進めます。
- 平成23年の東日本大震災を教訓に「地域防災計画」及び「ハザードマップ」の検証・見直しを行い、避難路・避難場所の確保、的確な情報の収集、発信のための基盤整備を行い、災害予防体制並びに減災のための体制強化を図ります。
- 地域防災の拠点となる消防機庫の建替えや町指定の避難所等に防災倉庫を設置するほか、各地区に防災資機材の提供を行うとともに、大規模災害時や緊急事態における避難者の緊急的な生活環境の確保、救援物資や救助隊等の受入態勢づくり等、災害応急対策の充実を図ります。

※5 ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生日、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示される。

※6 減災：災害に対する備えとして、「被害を出さない」ことを目指すのではなく、「災害による被害をできるだけ小さいものにとどめる」ことを目指す考え方。また、そのための一連の取り組み。

- 平成25年10月に宮崎県が公表した地震・津波による被害想定と減災効果をもとに、巨大地震や大津波から町民の「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を目指し減災対策を整備します。
- 地域や職場等における防災リーダー（防災士^{※7}）と自主防災組織の育成を行い、東児湯消防組合と連携した防災訓練を行うとともに、避難行動要支援者名簿^{※8}を福祉課と共有し、自力避難困難者の具体的な支援方法の確立を図ります。
- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び地域防災計画等をもとに、津波避難対策の推進計画を作成し、迅速な避難が行えるよう施設の整備を行います。また、避難訓練の実施により自主避難や近隣での助け合いの意識を高め、自助・共助と公助^{※9}の連携を図ります。
- 災害時には市町村を越えた迅速な応急対策、復旧がなされるよう、近隣市町村並びに国や県との連携を図ります。
- 河川の護岸改修や急傾斜地などの防災対策の促進並びに治山・治水対策の充実に努めることとし、平成22年度に着手した一ツ瀬川河川改修事業の早期完成とその他の県指定二級河川の整備について整備要望活動を継続します。また、猿ヶ瀬川の二級河川指定区間外の上流部については、引き続き事業の推進に努めます。

(4) 防犯

- 青色パトロール車で定期巡回を行い、不審者対策等町内の安全を図ります。
- 高齢者クラブ等を対象とした講習を行い、振り込め詐欺や空き巣等の被害に遭わないための防犯知識の向上を図ります。
- 自転車盗難、車上狙いや住宅侵入盗の被害を未然に防止するため、鍵かけの徹底等に対する自主的な防犯意識の啓発に努めます。
- 町内外で発生した事件・事故等に関する情報をホームページやメール配信システムを活用して情報提供し、注意喚起を図ります。
- 町内通学路等の主要道路及び地区内に防犯灯の設置を行い、犯罪や事故のない、安全で安心なまちづくりを推進します。

防犯灯の設置実績

工 種	平成23年度	平成24年度	平成25年度
防犯灯設置①	135基	125基	185基
防犯灯設置②	12基	17基	21基
合 計	147基	142基	206基

※防犯灯設置①：N T T・九電柱共架柱取付け

※防犯灯設置②：鋼管柱 引込経間2.5m以内

※7 防災士：「自助」「互助」「協働」を原則として、社会の様々な場で、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、日本防災士機構で認められた人。

※8 避難行動要支援者名簿：災害時に自ら避難することが困難であり、特に支援を要する人を対象とした名簿。平成25年の災害対策基本法の改正により市町村に作成が義務付けられた。

※9 自助：自分でできることは自らの力で行うこと。共助：自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周りの人たちと助け合うこと。公助：自助・共助では解決できないことについて、行政機関などが支援を行うこと。

(5) 交通安全

- 高齢者クラブ等を対象とし講習を行い、交通安全意識の向上を図るとともに、児童・生徒の下校時間に合わせて青色パトロール車で巡回し、交通安全指導を行います。また、交通指導員による街頭指導を行うことで運転者のマナー向上と交通事故の防止を図ります。
- 交通安全対策協議会を通じて、交通安全協会、学校、PTA、警察等と連携をし、地域一体となった交通安全対策の充実を図ります。
- 交通事故の発生状況を把握し、多発箇所や危険箇所等に関する情報提供をホームページやメール配信システムを活用して行い、交通安全意識の向上と事故防止を図ります。
- 反射材の利用を促進し、歩行者・自転車利用者の夜間における交通事故防止を図ります。
- 危険箇所などにカーブミラーを設置するとともに、信号機や標識などの設置の要望を行います。

カーブミラー設置実績

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
16基	13基	16基	16基

※平成26年4月1日現在

(6) 消費者行政

- 正しい消費者知識を習得し、自己の意思と責任で対応できるよう消費者教育・啓発の充実を図ります。
- 県消費生活センターや警察署等の関係機関と連携を図り、相談業務や広報誌等による消費者問題の啓発を実施し、トラブルの未然防止と迅速な解決に努めます。

3 基地対策

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 航空機による騒音等の対策が充実したまち
- 基地の設置と運用による障害の防止が充実したまち
- 基地の設置と運用に伴う障害の緩和を図る生活環境整備が充実したまち

(1) 騒音対策

- 住宅の騒音防止工事について、指定区域告示後の全ての新築家屋についても防音工事の補助対象となるよう、国に強く求めています。
- 住宅の騒音防止工事の補助対象区域について、騒音障害の実態に即して拡大するよう、国に強く求めています。
- 防衛施設である航空自衛隊新田原基地の設置及び運用に伴う騒音の低減を図るよう、対策の充実を国に強く求めています。

(2) 障害防止対策

- 藤山溜池からの用水対策の整備を図ります。
- 排水対策として、猿ヶ瀬排水路の整備を関係機関と連携し、推進を図ります。
- 大和地区洪水対策（洪水調整池）として、大和地区農地整備と同時に整備を図ります。

(3) 生活環境整備（基地周辺対策）

- 防衛省所管の補助事業を積極的に活用し、道路・河川改修等各種分野において生活環境の向上を図ります。

4 住宅、公園、緑地、環境美化

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 計画的な土地利用により、良好な居住環境が整備され、民間住宅の整備が進むまち
- 適正な戸数管理などによる質の高い町営住宅サービスのあるまち
- 総合的な施策の推進により定住を促し、住んでよかったと実感できるまち

(1) 公営住宅の整備

- 「新富町公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、需要との調整を図りながら、適正な管理戸数と質の高い住宅の整備を図ります。
 - 「^{※10}新富町公営住宅等長寿命化計画」に基き、老朽化した公営住宅は、建替え、改善、修繕等効率的に事業を推進するとともに、公営住宅の長寿命化を図ります。
- また、建替え時や改修時に高齢者向け、障がい者向けの住宅としてバリアフリー住宅の整備を進めます。

公営住宅管理戸数

単位：戸

区	分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
簡平	1種	137	135	135	133
	2種	222	216	216	212
中耐	1種	96	96	96	96
	2種	126	126	126	126
その他(町単独)		25	25	25	25
計		606	598	598	592

※10 新富町公営住宅等長寿命化計画：公営住宅の建替、改善等の活用法を定め、良質なストックを効果的に長期活用するとともに更新コストの削減と事業量の平準化等を図る事を目的に平成22年3月に策定された計画。

町営住宅管理状況

単位：戸

区分		仲伏	新町新町	新町	三納代	栗野田	天井丸	宮ヶ平	新麓	新成法寺	成法寺	牧神	桜木	柳田	湯之宮	新前原	計
簡平	1種	0	0	0	72	12	14	0	0	0	4	14	13	2	2	0	133
	2種	0	0	6	12	4	40	0	14	5	82	19	21	2	7	0	212
中耐	1種	0	12	0	0	32	0	40	0	0	0	0	0	12	0	0	96
	2種	24	16	0	0	32	0	12	0	18	0	0	0	6	0	18	126
計	1種	0	12	0	72	44	14	40	0	0	4	14	13	14	2	0	229
	2種	24	16	6	12	36	40	12	14	23	82	19	21	8	7	18	338
合計		24	28	6	84	80	54	52	14	23	86	33	34	22	9	18	567

※平成25年3月31日現在

住宅管理状況

単位：戸

柳田南	しんこうじ	計
4	21	25

※平成25年3月31日現在

(2) 住宅環境の整備

- 都市計画区域及び用途地域を含めた計画的な土地利用を推進し、民間開発の誘導を適正に行い、良好な住宅環境の創出を図ります。

(3) 公園・緑地の整備

※11

- 「緑の基本計画」に基づき、都市公園等町民の憩いの場となる公園・緑地の整備を図ります。
- 湖水ヶ池公園及び富田浜入江を中心とした地区を親水性レクリエーションの場として整備を図ります。
- 町民の身近な憩いの場となる地域公園・緑地の整備を図ります。また、町民ニーズに合ったその他の公園の整備を図ります。

(4) 環境整備

- 花の里づくり運動など地域の環境美化活動に対する支援を行います。
- 農地の保全を図り、農業景観の維持を図ります。
- 自然環境や生活環境に配慮し、秩序ある土地利用の推進を図ります。
- 土地利用者の協力を得て、無秩序な市街地の形成を防止します。
- 関係機関と協力し、土地利用に関する規制を適正に実施し、調和のとれた土地利用の推進を図ります。
- 新富町都市計画マスタープランに基づき、土地利用の現状や将来性を見極め、適正かつ高度利用を図ります。

※11 緑の基本計画：市町村が、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するために、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。

(5) 定住の促進

- 多くの町民が住み続けたい、また町外の人も住んでみたいと思ってもらえるよう、住環境の整備をはじめ各分野での総合的な施策を図ることにより定住移住を促進します。
- 都市部からの移住を促進するため協力隊受入れなどの取組を進めます。

5 ごみ処理・リサイクル

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- ごみの適正処理とリサイクルが徹底され、ごみの減量化が進む環境意識の高いまち
- ごみの不法投棄やポイ捨てを許さないモラルの高いまち

(1) 適正なごみ処理

- 可燃ごみについては、宮崎県ごみ処理広域計画に基づき「エコクリーンプラザみやざき」において、宮崎市・東諸県・西都児湯の広域的共同処理を行います。
- 不燃物については、西都児湯クリーンセンターのリサイクル施設において適正処理を図ります。
- 資源ごみについては、西都児湯クリーンセンターのリサイクル施設において適正処理を行い、^{※12}循環型社会の形成に努めていきます。

(2) ごみ減量化及び資源リサイクルの推進

- 平成24年度の新富町ごみ全体に対して、^{※13}再資源化率は12.7%であり、まだまだ資源化(リサイクル)できる物が、焼却ごみ等で処理されているので、資源化率の目標を20%として、分別収集の徹底を図ります。
- 循環社会形成のため、広報紙・ホームページなどを活用して環境セミナーや環境イベントの案内を行い、資源リサイクルの意識啓発に努めます。
- 関係機関との連携により不法投棄監視体制の強化を図るとともに、不法投棄者に対する責任追及に取り組み、ごみの不法投棄の防止に努めます。

※12 循環型社会：廃棄物の発生を出来るだけ抑制し、廃棄物のうち有効なものを資源として再利用し、天然資源の消費をできる限り少なくして環境への負荷を抑えた社会。

※13 再資源化率：1年間のごみの排出総量に対し、リサイクルした量の割合。

ごみ収集量

単位：t

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
可燃ごみ	4,270	4,499	4,689	4,476
不燃ごみ	65	55	67	55
資源ごみ	381	381	409	382
粗大ごみ	105	190	90	298
古紙類	364	352	329	323

6 火葬場施設・墓地

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 適切な設備を有する火葬場施設と周辺環境に調和した墓地が確保されたまち

(1) 火葬場の運営・整備

- 火葬場施設の円滑な運営を図り、サービスの向上を図ります。
- 現在の火葬場運営参画市町（西都市、高鍋町、木城町、新富町）に、新たに川南町・都農町を加えた関係市町で協議を行い、周辺環境との調和に十分配慮しながら、より近代的な火葬場の建設を平成27年度完成を目指して進めます。

(2) 墓地の管理

- 周辺環境に調和した墓地の適正な管理を行います。

II 自然環境保全・公害

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 美しい自然にあふれ、自然とまちが共存するまち
- 合併浄化槽の推進と排水処理対策により、衛生的で水辺環境にやさしいまち
- 家畜排せつ物等が適正に処理され、水質汚染や悪臭などの公害がないまち

(1) 自然環境の保全

- 合併浄化槽の設置促進により生活排水処理能力を向上し、河川等の水質改善を図ります。
なお、平成26年から平成29年にかけて、浄化槽による排水処理人口は約5%増えることが見込まれることから、今後も合併浄化槽の普及を図り、63%以上の生活排水処理率^{※14}を目指します。
- 開発行為に関して、環境保護のため適正な監視・指導に努めます。
- 水源の涵養や土砂災害防止機能などの多面的機能を持つ森林の適正な保全を図ります。

※14 生活排水処理率：全人口（行政人口＋外国人登録人口）に対する下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントにより、実際に汚水処理をしている人口の割合。

- アカウミガメなどの貴重な野生生物の保護等を推進するため「富田浜清掃大作戦」を行い、町民のみなさんへの環境保全意識の啓発を継続します。また、富田浜にアカウミガメやコアジサシに関する看板を設置し、保護への周知を行います。
- 環境みやざき推進協議会等のセミナーやイベントに積極的に参加し、町民・企業等へ広報誌やホームページを活用して、環境に優しい社会づくり意識の啓発を図ります。



富田浜清掃大作戦

(2) 環境保全意識の啓発

- 公共施設への太陽光発電設備の導入を推進し、環境教育の教材としての活用を図るとともに、学校教育で企画される地域の環境美化を支援し、地域におけるゴミ問題への意識を啓発するなど、環境教育の充実を図ります。
- クリーンエネルギーを積極的に利用するまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電設備の普及を促進します。
- 新たに設置する防犯灯及び公共施設を中心にLED照明の導入を進めるとともに、省電力照明等の利用促進の啓発を行い、家庭や事業所における環境意識や地球温暖化防止に対する意識の向上を図ります。

(3) 環境汚染対策

- 事業所に対する廃棄物について監視指導に努め、環境保全の取組を事業所とともに行っていきます。

(4) 排水処理対策等の充実

- 雨水処置にとまなう排水処理対策は、各地域の実情に応じて緊急性・重要性・必要性を勘案し、道路や河川改修に併せて排水路の整備を図ります。また、県指定河川については、整備についての要望活動を継続していきます。
- 循環型社会の形成に資するために、し尿処理施設において生し尿や浄化槽汚泥の適正処理を行い、きれいに浄化された水を放流します。
- 公害発生源に対する監視・指導の強化を図ります。
- 家畜排泄物対策の充実を図るとともに、家畜排泄物の有効利用を図り、公害発生防止に寄与します。

し尿処理場処理状況

単位：K l

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
生し尿	5, 350	3, 097	2, 924
浄化槽汚泥	9, 135	11, 724	12, 178
計	14, 485	14, 821	15, 102

第2節 健康・福祉

「町民誰もが元気で、生涯を通して安心して暮らせるまち」づくりを進めます。

I 保健・健康づくり・医療

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 赤ちゃんから高齢者まで、町民の健康管理体制が充実し、生涯を通して町民が元気なまち
- 感染症の予防と備えを推進し、町民の健康を支えるまち
- 限られた医療施設を最大限有効に活かすとともに、宮崎市と西都・児湯地域での広域連携による医療体制を充実し、町民が安心して暮らせるまち

(1) 健康管理体制の充実

- 地域に出向いて健康指導や栄養指導を行い、町民の健康管理を図ります。
- こんにちは赤ちゃん訪問事業や赤ちゃんもぐもぐ教室、幼児フッ素塗布などを行い、幼児の健やかな成長と母親の育児相談などの支援を通して、母子保健の充実を図ります。
- 保健相談センターの充実・活用により、生活習慣の改善指導、生活習慣病などの予防や健康相談及び健康教育の充実を図ります。
- 介護予防の面からも高齢者の健康づくり対策を進めます。
- 80歳で自分の歯を20本残せるよう、口腔ケアについて、歯周病検診の充実や知識の普及を図ります。
- 多くの方が集う施設や会合の場を活用し、健康意識の醸成を図り、生活習慣病の予防や各種健康診査の受診率の向上に努め、早期発見・早期治療を図ります。
- こころの健康を高め孤立を防ぐ地域づくりを行うとともに、精神疾患ないし身体疾患で受診中の患者に対して適切な支援を行うため、「相談・指導・見守り体制」の充実を図ります。



肺がんCT検診車

健康診査の受診状況

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
特定健康診査		1,433 人	942 人	1,106 人	1,189 人	1,087 人	
		35.8%	23.8%	28.4%	32.4%	31.8%	
胃がん検診		1,337 人	1,206 人	1,347 人	1,450 人	1,319 人	
		23.4%	21.1%	23.5%	25.3%	23.0%	
子宮がん検診		1,214 人	1,129 人	1,146 人	1,024 人	1,014 人	
		28.7%	26.7%	27.1%	24.2%	23.9%	
肺がん検診 ()はCT検診受診者内数		—	1,031 人	712 人	805 人	1,137 人 (148 人)	
		—	31.3%	12.4%	14.1%	19.9%	
大腸がん検診		1,775 人	1,632 人	1,798 人	1,926 人	1,892 人	
		28.5%	28.5%	31.4%	33.7%	33.1%	
乳がん検診		757 人	680 人	679 人	586 人	630 人	
		21.6%	19.4%	19.4%	16.7%	18.0%	
歯周疾患検診		22 人	174 人	38 人	116 人	74 人	
前立腺がん検診		581 人	474 人	503 人	577 人	711 人	
		29.6%	24.1%	25.6%	29.4%	36.2%	
肝炎ウィルス検診		51 人	8 人	160 人	301 人	511 人	
妊婦一般健康診査 医療機関委託	実人員	279 人	269 人	270 人	271 人	252 人	
	延人員	1,839 人	1,930 人	1,947 人	1,976 人	1,898 人	
乳児一般健康診査	委託医療機関	実人員	139 人	158 人	115 人	148 人	150 人
		延人員	114 人	117 人	125 人	136 人	108 人
	町実施		95 人	118 人	141 人	156 人	174 人
			55.8%	64.3%	84.4%	87.6%	90.6%
1歳6か月児健康診査		155 人	157 人	163 人	172 人	174 人	
		98.1%	95.2%	95.0%	98.2%	97.2%	
3歳児健康診査		130 人	159 人	165 人	159 人	184 人	
		96.3%	93.6%	93.0%	95.7%	98.3%	

※妊婦一般健康診査・乳児一般健康診査は対象者及び受診者が年度をまたぐため、実・延人数を掲載

(2) 町民の健康を守る取組の推進

- 町民の健康を守るため、新富町健康増進計画に基づいた効果的かつきめ細やかな対応の推進を図ります。
- 定期予防接種及び任意予防接種に対する助成を行い、疾病予防の推進を図ります。
- 町民の健康を守るため、感染症を予防する生活習慣（手洗い・うがい・バランスの良い食事・休養・禁煙・口腔ケアなど）や予防接種について、健康教室や健康診査などの機会を活用し、その有効性や正しい知識の普及を図ります。

- 関係機関と連携し、過去の感染症発生の例を踏まえて予防に関する問題点を共有し、具体的な予防対策を周知します。また、発生時には国の行動計画に基づいて対応することとし、医療機関とも協力し混乱を防止するなど、対策の充実を図ります。

(3) 結核対策の推進

- 結核を予防するため、1歳未満までの乳児に対しBCGワクチンの100%接種を目指します。
- 結核に関する正しい知識の普及により、児童・成人の感染予防や65歳以上の方の結核検診の受診率向上に努めます。

1歳未満のBCG接種状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数	170人	179人	216人
接種者	165人	154人	166人
接種率	97.1%	86.0%	76.9%

結核検診受診状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数	2,500人	2,579人	2,195人
受診者数	2,047人	2,002人	1,613人
受診率	81.8%	77.6%	73.5%

※対象年齢 65歳以上

(4) 地域医療体制の整備

- 町民の医療ニーズに対応して、児湯地域の周産期医療・救急医療体制の整備を図るなど、安心して暮らせる地域医療体制の整備に努めます。^{※15}
- 初期医療（一次医療）としてかかりつけ医を推進するとともに、一次医療機関が入院治療等を必要とする患者を二次・三次医療機関に紹介し、入院を終えた患者に対しては引き続き在宅医療を行う役割も担うなど、医療機関相互の連携が図られるよう地域の医療体制の充実を図ります。^{※16}
- 医師会の協力を得て、夜間や休日の医療体制の充実を図ります。

※15 周産期医療：妊娠、出産期における母体と胎児に対する産科的な医療と、何らかの異常のある新生児に対する小児科的な医療をあわせた医療のこと。

※16 一次医療機関 二次・三次医療機関：一次医療機関とは、一般的な疾病や外傷等に対し診療所のかかりつけ医等により外来診療による治療を受ける医療機関。二次医療機関とは、入院して検査や治療を受ける医療機関のこと。三次医療機関とは、高度な医療、著しく重症な患者が検査や治療を受ける医療機関のこと。

医療機関の状況

区 分		病 院 数		診 療 所 数		歯科診療所数		推計人口 10月1日現在
			人口千人 当たり		人口千人 当たり		人口千人 当たり	
新富町	平成 21 年	1	0.06	9	0.50	5	0.28	18,085 人
	平成 24 年	0	0	8	0.45	4	0.22	17,856 人
宮崎県	平成 21 年	145	0.13	900	0.80	527	0.47	1,132,025 人
	平成 24 年	140	0.12	745	0.66	533	0.47	1,125,909 人

資料：いきいき健康課「保険医療機関等の状況」

Ⅱ 国民健康保険

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 国民健康保険加入者の健康づくりを通して医療費の増加を抑制するとともに、適正な制度運営がなされるまち
- 国民健康保険税の公平な負担がなされるまち

- 国民健康保険税の収納率の向上を図るため、納税相談やパンフレットの配布など、被保険者の納税意識の啓発に努めます。
- ^{※17} レセプト（診療報酬明細書）点検を充実させ、医療費の適正化を図ります。
- 特定健康診査、各種がん検診の受診率の向上を図るとともに、健康相談や健康教室における健康指導・栄養指導などにより、被保険者の健康増進を図ります。
- ^{※18} ジェネリック医薬品の積極的な推進や多受診・重複受診に対する適正指導を行うなど医療費の抑制に取り組みます。
- 特定健康診査による適切な保健指導を行うなど早期発見・早期治療を行い、医療費の削減に取り組みます。
- 特定健康診査結果及びレセプトデータ情報をもとに^{※19} コホート調査を行い、生活習慣病対策や健康寿命の延伸に活用します。

※17 レセプト：医療機関が公的医療保険の運営者へ医療費を請求するための、処置・検査・処方薬などが記載された診療報酬明細書のこと。

※18 ジェネリック医薬品：製薬会社が開発した医薬品の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる後発医薬品のこと。

※19 コホート調査：特定の地域や集団に属する人々を対象に、個人の健康状態と生活習慣や環境などの要因との関係を調べ、その後の病気の発症との関連を調べる研究方法のこと。

Ⅲ 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進し、高齢者が元気に暮らせるまち
- 高齢者福祉を支える人や団体等を支援し、充実した高齢者サービスが行われるまち
- 地域で高齢者を見守り、高齢者が安心して暮らせるまち
- 医療機関の連携等により高齢者医療や介護施設が充実したまち

(1) 高齢者の健康づくり

- 新富町地域福祉計画に基づいた総合的な福祉サービスの推進を図ります。
- 町内数か所^{※20}にモデル地区を指定し、地域を拠点とした介護予防事業の展開を図ります。また、介護予防リーダーを活用し、高齢者の健康維持や生きがいづくりの支援を行い、高齢者が心身ともにいきいきと生活できる環境づくりを進めます。

(2) 高齢者のいきがいづくり

- 高齢者雇用の場としてシルバー人材センターの活用を図ります。
- 生涯学習講座やボランティアへの参加など生きがいづくりの充実を図ります。

(3) 高齢者福祉サービスの充実

- 新富町社会福祉協議会及び町内の福祉事業所等と連携し、ボランティア団体の活動の充実と高齢者のニーズ把握を通して、高齢者福祉サービスの充実を図ります。
- 共助の担い手となる人材の育成と地域で高齢者を見守る環境づくりを図ります。
- 一般高齢者や家族介護者の負担軽減のため、生活支援事業の充実を図ります。

(4) 高齢者にやさしいまちづくり

- 道路や公園などのバリアフリー化を進め、高齢者でも安心して外出し、余暇などを楽しむまちづくりを進めます。

(5) 高齢者医療

- 関係機関との連携の強化を図り、高齢者医療の充実及び健康増進に努めます。

(6) 介護保険制度の充実

- 地域の日常生活における課題について調査を行い、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、まちづくり施策等と連携させることにより保健福祉・介護サービスの充実を図ります。

※20 介護予防リーダー：高齢者の健康づくりや介護予防に取り組む地域のリーダーのこと。

- 住み慣れた地域で健康を維持し自分らしい暮らしを続けることができるよう、総合的かつ継続的な介護予防の充実と推進に努めます。
- 要介護状態となっても住み慣れた地域で在宅重視の介護サービスの充実に取り組むため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できるよう関係機関との連携を図ります。
- 介護保険制度における給付の適正化を図り、適切な介護サービスの確保及び制度の健全な運営に努めます。

IV 障がい者福祉

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 障がいや障がい者に対する町民の理解と思いやりがあるまち
- 障がいを引き起こす原因の発生を抑止するための知識の周知が進んだまち
- 障がい者の生活支援や自立を地域ぐるみで支えるまち
- 発達障がい児の早期支援・早期療育に力を入れるまち

(1) 障がいに対する医療の充実

- 障がいの発生原因となる疾病の予防や事故の防止に対する知識の周知を図ります。
- 健康診査等の充実を図り、乳幼児健康診査において支援が必要と判断された発達障がいなどの児童について、それぞれの状況に応じた育児支援、アドバイス、母親の育児不安の軽減のための支援を行い、障がいにつながる疾病の早期発見・早期療育を図ります。
- 障がい者への医療・リハビリテーションなどに対する支援制度の充実、支援内容の周知を図ります。
- 精神保健に関する理解の促進と環境の整備、精神障がい者に対する医療の確保を図ります。

(2) 生活支援の充実

- 生活支援のためのサービスの充実を図るため、総合的な相談支援体制を整備し、一人ひとりのニーズや課題にきめ細かく対応しながら、適切な障害福祉サービスに繋がります。
- 知的障がい者など判断能力や意思決定能力が十分でない方の権利擁護に関して、地域で自立した生活を送れるよう、様々な機関・団体と連携していきます。
- 障がい者やその家族に対する相談体制の充実を図るため、3障害（知的・身体・精神）各々の専門家に相談対応業務を委託するとともに、ボランティア組織を育成し、町独自の支援体制を整備します。
- 障がい者の自立を支援し、家族の負担を軽減できるよう、介護給付及び訓練等給付の充実、教育環境の充実並びに住宅改造への支援等を推進します。
- 障がいの重度化・重複化、障がい者の高齢化などを踏まえ、さまざまな障がい者が利用できるように、近隣市町村の施設とも協力し、施設サービスの提供を図ります。

- 保健・医療・福祉・教育・雇用・建設などの各分野間で施策の連携を図るとともに、地域福祉計画^{※21}を作成して地域としての活動を充実させ、総合的なサービスの提供を図ります。

(3) 社会参加の推進

- 公共施設、道路、公園などにおけるバリアフリー化を進め、障がい者にやさしいまちづくりを図ります。
- 関係機関と協力して、障がい者の雇用促進に対する支援を進めます。
- 障がい者に対する理解や関心を高めるため、啓発活動や福祉教育の充実を図ります。
- 障がい者との交流促進を図るスポーツ大会や文化イベントを開催します。

V 児童福祉

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 多様化する保育ニーズに応える保育環境と子育て相談体制が効果的に機能し、安心して子育てができるまち
- 保育士の資質が高く、質の高い保育が行われるまち
- 家庭と地域が一体となって見守る環境の中で、子ども達が元気に遊ぶまち
- 充実した取組により、子育て世代が町外から移住してくるまち

(1) 子育て支援の充実

- 新富町子ども・子育て支援事業計画（平成26年度策定）に基づいた総合的な子育て支援の推進を図ります。
- 保育士の質の向上や保育内容の研究など保育の充実を図ります。
- 乳幼児保育、延長保育、一時預かり保育、障がい児保育、病後児保育など多様なニーズに合った保育内容の充実を図ります。
- 子育て支援センターの充実を図ります。
- 乳幼児及びこども医療費助成の充実を図ります。

子育て支援センターの開設状況

八幡子育て支援センター	平成10年開設
子育て応援スポットあんのん舎	平成21年開設

※21 地域福祉計画：地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題（生活課題）とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを目的とした計画。

乳幼児及び児童生徒医療費助成の実績

単位：件、円

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
乳幼児	件数	18,817	18,774	18,607	19,339
	医療費助成額	29,792,730	30,263,205	26,345,599	27,869,567
児童生徒	件数	18,037	18,008	17,510	16,538
	医療費助成額	34,477,593	33,497,278	34,566,505	30,610,159
合 計	件数	36,854	36,782	36,117	35,877
	医療費助成額	64,270,323	63,760,483	60,912,104	58,479,726

(2) 児童の健全育成

- 定期的に個別ケース検討会議を開き、関係機関との情報共有を図りながら、家庭及び地域、企業、学校、行政、民生委員・児童委員、母子保健推進員などが一体となって、児童を健全に育成できる環境の整備を進めます。
- 放課後児童クラブや放課後子ども教室などを通して、健全育成環境の充実を図ります。

(3) 環境の整備

- 子どもの居場所等の環境整備を行い、子どもたち同士の交流の場の確保を図ります。
- 公園の遊具などの新設及び維持管理に適切に取り組み、子どもたちの安全確保を図ります。



リニューアルした上新田児童遊園

VI 低所得者福祉・母子父子家庭福祉

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 地域から取り残された人や世帯がないまち
- 相談体制や自立支援が地域ぐるみで行われるまち

(1) 低所得者福祉

- 民生委員・児童委員、福祉事務所等と連携することにより各世帯の実態を把握し、相談・指導体制の充実を図り、生活の安定を支援します。
- 経済的自立を促進するため、関係機関と情報共有のための協議会を設置し、連携して就労支援に当たります。

(2) 母子・父子家庭福祉

- 各種支援制度の周知と利用促進を図り、生活の安定と向上を図ります。
- 関係機関・協議会との会議・研修等に参加し、情報の共有及び連携を図りながら、各種貸付金制度等の利用促進等による経済的自立を支援します。
- 関係機関・協議会との連携を図り、情報を共有しながら、生活相談や児童福祉等相談・指導体制の充実を図ります。
- 母子・父子家庭の組織活動を通じて、相互交流や親睦を図ります。

母子・父子家庭福祉、支援制度の利用状況

○児童扶養手当

単位：人

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受給者数	185	224	226	222

○ひとり親家庭等医療費助成制度

単位：人、円

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受給資格者数	668	634	669	659
医療費助成額	7,202,277	7,106,683	7,899,526	7,458,452

第3節 教育・文化・人づくり

「子どもも大人も学ぶ意欲が高いまち、文化やスポーツの振興を通して郷土への誇りを育て、積極的な町民性にあふれたまち」づくりを進めます。

I 幼児教育

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 家庭教育への支援により、自信を持って幼児教育を進めることができるまち
- 幼児教育を担当する関係機関との連携により、家庭への的確なアドバイスがなされるまち
- 家庭と幼稚園や保育所、そして地域が一体となって、子ども達の健やかな成長を育み、子ども達が元気いっぱいなまち

(1) 家庭教育の充実

- 家庭での幼児教育の重要性について、講習会などで啓発を図るとともに、幼稚園・保育所、関係機関とも連携した各種研修会を開催し、保護者・地域の理解を得ながら、家庭教育に対する支援を行います。

(2) 幼稚園や保育所での幼児教育の充実

- 職員の資質の向上や教育内容の研究など、幼児教育の充実を図ります。

II 義務教育

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 校舎等の整備を進め、快適な学習環境の中で児童・生徒が勉強できるまち
- 教職員の資質の向上と負担の軽減を図り、優れた学習指導等が行われるまち
- 学校でも家庭でも児童・生徒が進んで読書活動に取り組むまち
- 家庭、学校、地域が連携して児童・生徒の学習や社会体験活動をサポートするまち
- 障がいのある児童・生徒が安心して学校で学習できる環境が整ったまち
- 高齢者との交流を通して、様々な知恵や技術が子どもに伝えられるまち
- 人と人、人と地域のつながりの大切さを学びながら、共助と自立の精神、郷土への自信と誇りにあふれた子ども達が成長していくまち

(1) 教育施設の整備

- 学校教育の充実を図るため、教育施設の整備に努めます。
- 学校施設の耐震診断を踏まえ、老朽化している施設については改築などを計画的に進めます。
- 地域コミュニティの中核施設及び防災拠点としての役割を視野に入れた学校施設の整備を図ります。
- 学校給食を通じた学習、食育機能の役割を果たす学校給食センターの整備について調査研究を行います。

学校校舎建設等事業の状況

平成16年度	上新田中学校新校舎建設工事完了
平成20年度	富田小学校校舎耐震補強完了
平成21年度	富田小学校追分分校校舎屋根スラブ補強工事完了
平成21年度～ 平成22年度	新田小学校校舎建設工事完了
平成21年度～ 平成22年度	富田中学校校舎建設工事完了
平成22年度～ 平成23年度	新田中学校校舎建設工事完了
平成27年度～	上新田小学校校舎の建設事業に着手予定

※平成26年4月現在

(2) 教育内容の充実

- 基礎的、基本的な内容の確実な定着を図るため、少人数指導など指導方法や指導体制を工夫し、学力向上を図ります。
- 豊かな心を育成するために、道徳教育の充実や読書活動の推進を図ります。
- 心身の健康増進のために、健康安全教育の充実や食育の推進を図ります。
- 教職員研修の充実による指導方法や指導体制の改善を図ります。
- 小中学校9年間を見通した指導体制を構築し、一貫性・連続性のある教育を推進します。
- 本町の歴史や自然などを活用し、特色ある体験活動の充実を図ります。

(3) 教育環境の充実

- 学力向上及び特別支援教育のため、各学校に非常勤講師を配置し、学校教育の充実を図ります。
- 児童・生徒に対する心のケアのため、各学校へのスクールカウンセラーやスクールアシスタントの配置を促進します。
- 児童・生徒の海外派遣事業を推進し、国際化に対応できる人材育成を推進します。

※22

- パソコンや電子黒板の導入に努め、指導法の改善を図ります。

(4) 学社融合の推進

- 家庭・地域社会・学校の三者が連携し、地域社会の教育資源、人材などを積極的に取り入れ、心豊かな児童・生徒の育成を図ります。また、地域の行事などに積極的に参加し、郷土に誇りを持つ児童生徒の育成を図ります。

(5) 特別支援教育の充実

- 障がいのある児童・生徒も安心して教育を受けられるような環境づくりを進めるとともに、社会参加の促進につながるような特別支援教育の充実を図ります。

(6) いじめ防止対策の取組

- 新富町いじめ防止基本方針及び各小中学いじめ防止基本方針の保護者等への周知を図ります。
- 西都児湯いじめ防止専門家委員会を活用し、いじめ防止のための調査研究等有効な対策を検討します。

Ⅲ 青少年健全育成

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 地域や学校、関係機関が連携し、青少年の健全育成を町全体の課題として取り組むことで、青少年を見守る町民の意識が高く、問題を抱える家庭が孤立しないまち
- 人と人、人と地域のつながりの大切さを学びながら、共助と自立の精神、郷土への自信と誇りにあふれた青少年が育つまち
- 社会性を身に付け自己責任の下で行動できる青少年を育むまち

(1) 健全育成環境づくり

- 「家庭教育支援ケース会議」を充実化し、情報の共有と適切な対応ができるよう関係機関と連携を図り、青少年やその家族に対する相談・指導体制の充実を図ります。
- 有害な図書や玩具の排除など健全な環境の創出を図ります。

※22 電子黒板：パソコンの文字や画像をディスプレイ(スクリーン)に映し出し、直接、文字や絵を書き込んだり、文字や画像を移動したり、拡大・縮小、保存等ができる機器。

(2) 社会参加の推進

- 地域安全パトロール等、地域安全活動の積極的な支援を通し、地域コミュニティにおける助け合いの意識を高めるとともに、地域力の向上を図ります。
- 小中学校の登下校時の「あいさつ運動」を通じて、地域住民との世代間交流を図ります。
- 子どもの体験活動や放課後子ども教室の指導などで、ボランティア活動や地域社会活動への参加を促進し、社会性の醸成を図ります。
- 青少年団体の活動に対する補助や活動支援を図ります。

IV 生涯学習

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 学習施設の整備並びに指導者の確保や学校教育との交流などが図られた学習環境の中で、町民誰もが気軽に生涯学習に参加するまち
- 町民の生涯学習活動の促進と支援を通して、学ぶ意欲の高い積極的な町民性を育む活気のあるまち

(1) 生涯学習環境の整備

- 生涯学習講座修了生などの人材バンクへの登録を積極的に進め、指導者の育成を図ります。
- 自治公民館を中心とした生涯学習施設の機能整備を図ります。

生涯学習施設の整備実績

平成22年度	文化会館の音響卓補修 図書システム導入事業
平成24年度	文化会館の非常時発電用蓄電池改修
平成25年度	文化会館の舞台機構設備・音響機器修繕 文化会館周辺整備工事

(2) 生涯学習活動の促進

- 生涯学習講師地区助成金制度やコミュニティ助成事業を通じて、地域や町民の自主的な生涯学習への取組に対する支援を図ります。
- ニーズに合った生涯学習機会の提供を図ります。
- 生涯学習活動と学校教育との交流を図り、学社融合を推進します。

生涯学習機会の提供実績

平成23年度	プログラム数	24教室	受講者数	542人
平成24年度	プログラム数	21教室	受講者数	559人
平成25年度	プログラム数	23教室	受講者数	553人

生涯学習活動と学校教育との交流実績

平成23年度	①中学生と地区住民との交流による、しいたけの駒打ち体験を実施。 ②地域婦人連絡協議会による授業参観時の託児を実施。
平成24年度	①中学生と地区住民との交流による、しいたけの駒打ち体験を実施。 ②地域婦人連絡協議会による授業参観時の託児を実施。
平成25年度	①中学生と地区の方々との交流による、しいたけの駒打ち体験を実施。 ②地域婦人連絡協議会による授業参観時の託児を実施。

V 文化・スポーツ

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 町民の文化活動及び交流の拠点となる環境が整い、町民が多様な芸術・文化に触れ、交流を通して協働の輪が広がり、生活に潤いのあるまち
- 子どもから大人まで、読書に親しみ「感動する心」と「創造する力」を養い、心豊かに過ごせるまち
- 文化財や伝統芸能などが適正に保護・継承され、町民の郷土への誇りを育むまち
- 町民誰もが気軽にスポーツを楽しめるまち
- スポーツ大会・合宿等を通じた交流人口の拡大を図るまち

(1) 文化的環境の創出

- 文化会館に加え、図書館を中心とした公民館と資料館機能を備えた複合施設を整備し、生涯学習や文化情報の発信拠点としてふさわしい環境を整備します。
- 年齢期に応じた本との出会いの場を提供するとともに、すべての町民が読書を身近に感じ親しむことができるよう読書活動の推進を図ります。
- 総合文化公園と「るぴーモール虹ヶ丘商店街」間において、にぎわいのある、文化の香り高い、本町の文化・発信のシンボリックな空間創出を図ります。

(2) 文化施設の活用

- 文化会館については町民が利用しやすい施設運営に努め、会館サポーターとの協力で町民の文化活動への参加を促進し、町民と一体となった活用促進を図ります。
- 町内外の文化施設のネットワーク化を進め、様々な文化情報を提供できるシステムの確立を図るとともに、講演・演奏会の誘致などにおいて相互協力を進めます。

(3) 文化財の保存

- 歴史資料のデータベース化や管理システムの確立を図ります。
- 新田原古墳群を史跡公園として整備します。
- 国指定の天然記念物である湯之宮座論梅の保護増殖と周辺環境の整備を図ります。
- 文化財の保護、専門家による調査研究を行います。

- 町民に対して文化財保護意識の啓発を図ります。
- 新田原古墳群・湯之宮座論梅などの文化財について、案内板やマップなどでネットワーク化するとともに魅力ある空間づくりを行い、町外からの来場者が来られるように、観光面での活用等を図ります。

データベース化及び管理システムの確立についての実績

平成22年度	緊急雇用対策事業継続、文化財報告書のデータベース化を実施 新聞資料のデータベース化を実施
平成23年度	緊急雇用対策事業継続、文化財報告書のデータベース化を継続 新富町史資料等をデータベース化
平成24年度	複合施設整備にむけて資料の整理
平成25年度	複合施設整備にむけて資料の整理

新田原古墳群の整備についての実績

平成22年度	百足塚古墳周辺整備着手
平成23年度	百足塚古墳の補則調査を実施
平成24年度	百足塚古墳の外周園路、駐車場・トイレほかを整備完了
平成25年度	百足塚古墳調査報告書（遺構編）の刊行 59号墳の調査

湯之宮座論梅の保護増殖と周辺環境整備についての実績

平成22年度	湯之宮座論梅総合整備事業開始 集会所移設
平成23年度	トイレを新設
平成24年度	多目的広場、保護増殖園、園路ほかを整備し、整備完了
平成25年度	梅の保護増殖を実施

(4) 文化活動の推進

- 町民の文化活動に対して、発表活動の場の提供を図るとともに、指導者の養成・紹介などの支援を図ります。
- 地域の郷土芸能などの保存・伝承のため、活動機会を提供するなどして、後継者の養成等を図ります。

(5) 誰でも参加できるスポーツの推進

- 誰もが参加できるようなスポーツ教室を企画し、高齢者や障がい者も安心して参加できるスポーツ環境づくりを進めます。
- スポーツ推進委員派遣事業などを通じて、地域の自主的なスポーツ活動やスポーツ団体への支援を行います。

- スポーツ関係団体とも役割を分担し、各種スポーツ・レクリエーション大会の充実を図ります。
- 町民のスポーツ活動を支援するため、スポーツ指導者の育成を図ります。
- ニュースポーツの導入を積極的に図ります。

ニュースポーツの導入状況

平成23年度	○地区体育部長会・研修会での紹介「囲碁ボール」ほか ○スポーツ教室でのニュースポーツ導入（ディスクゴール）
平成24年度	○地区体育部長会・研修会での紹介「ラダーゲッターほか」 ○スポーツ教室でのニュースポーツ導入（ディスクゲッター9）
平成25年度	○地区体育部長会・研修会での紹介「ディスクゴールほか」 ○1130県民運動でのニュースポーツ導入（フリンゴほか）

(6) スポーツ施設の整備

- 学校施設の地域への開放等の有効活用を図ります。
- 町民のニーズに合ったスポーツ施設の整備を図ります。

スポーツ施設の整備状況

平成23年度	西体育館大規模改修工事（太陽光発電設備設置30kwを含む） 日置運動広場トイレ改修 町体育館耐震診断
平成24年度	町弓道場の実施設計 日置運動広場・新田運動広場・上新田運動広場の内野改修工事
平成25年度	日置運動広場・新田運動広場・上新田運動広場のベンチ設置工事 新富町体育館耐震補強設計

(7) スポーツを通じた交流人口の拡大

- 関係団体と連携し、各種スポーツ大会や合宿の誘致を進めるなど、スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流人口の拡大を図ります。



富田浜入江におけるカヌーの練習

Ⅵ ボランティア・男女共同参画

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 多様なボランティアグループが連携し合い、行政とも協力して町の活気を生み出すまち
- 家庭や地域で男女がともに協力しお互いを尊重し合うまち

(1) ボランティア団体・活動への支援

- ボランティア団体やボランティア活動の育成・支援を図ります。
- 様々な分野で行政とボランティア団体との協力を進めます。
- 活動拠点の整備、ボランティアコーディネーターの育成、社会福祉協議会の機能強化などボランティア活動環境の支援を図ります。

(2) 男女共同参画の促進

- 男女がお互いの人権を尊重しあい、一人ひとりの個性や能力を自由に発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向けて広報・啓発に努めます。
- 人材の発掘や育成に努め、女性の各種審議会や委員会などへの積極的な登用を進めます。
- 新富町男女共同参画計画に基づいた施策に取り組みます。

(3) 女性を取り巻く環境の整備

- 女性の社会参加に向けて、育児や介護に対する社会的支援の充実を図ります。
- 母性の保護や女性の心身にわたる健康づくりのため、保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。

第4節 産業・経済

「後継者がやりがいを感じる収益性の高い第一次産業が元気なまち、町内での消費循環と町外からの誘客促進で商店街等がにぎわいのあるまち、安心して働ける雇用環境のあるまち」づくりを進めます。

I 農業

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- ブランド化に成功した高品質の農作物が安定供給される国内トップクラスの農業のまち
- 新たな代替作物の導入に成功し収益性の高い農業が展開されるまち
- 口蹄疫や鳥インフルエンザを教訓に、病気や災害に強い収益性の高い畜産業が復興したまち
- 農産物加工による高付加価値化に成功した人気商品が収益を高め、観光産業等の他産業にも効果を与えるまち

(1) 農業経営の充実

- 農家の高齢化や離農の進行による担い手不足に対して、関係機関との連携を通して、就農支援資金の活用や研修活動の強化に努め、後継者や新規就農者の育成確保を図ります。
- 生産及び経営技術力の向上による効率的かつ安定的な農業経営の継続を促すために、関係機関と連携しながら研修会、講演会等の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、農業振興基金の活用や研修活動の強化等に努め、農業経営の支援強化を図ります。
- 経営の合理化と規模拡大等を図り、競争力のある安定的な農業経営を促すために、農地の集積や法人化を図ります。
- 国際化の進展による国の農業政策等の転換に対して、関係機関との連携を強化して農家への適格な指導を図ります。
- 水田の裏作にそば、小麦等の作付を推進し、水田の高度利用を図ります。

新規就農者数

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
新規就農者	8人	6人	6人	4人

農業振興基金の活用

単位：千円

平成23年度		平成24年度		平成25年度	
事業名	金額	事業名	金額	事業名	金額
しんとみ農畜産物販売促進事業	1,900	新富町茶園病虫害防除事業	1,094	しんとみ農畜産物販売促進事業	2,900
新産地・新技術開発促進事業	2,064	ネクスト！みやざきエコ施設園芸産地拡大事業補助金	1,006	新富町乳用雌牛増頭対策事業	2,820
水田農業特別対策事業補助金	8,000	がんばる農家収益向上整備事業補助金	2,319	新富町肉用牛増頭対策事業	1,950
水田等有効活用促進事業補助金	1,336	県単土地改良事業	1,993	新産地・新技術開発促進事業補助金	1,568
米粉普及消費拡大事業補助金	1,581	しんとみ農畜産物販売促進事業補助金	1,900	肥育素牛導入緊急対策事業	2,780
農道舗装整備事業	9,985	農業体質基盤強化整備促進事業	3,000	水田農業特別対策事業補助金	6,672
葉たばこ転換作物支援対策事業	1,884	新産地・新技術開発促進事業	791	水田等有効活用促進事業補助金	4,730
		水田農業特別対策事業補助金	11,789	米粉普及消費拡大事業補助金	960
		水田等有効活用促進事業補助金	1,951	農道舗装整備事業	11,697
		米粉普及消費拡大事業補助金	1,581	そば種子確保緊急対策事業	350
		農道舗装整備事業	7,668	施設園芸病虫害緊急対策事業	1,928
		そば種子確保緊急対策事業	393	新富町施設園芸省エネルギー対策事業	3,001
		施設園芸病虫害緊急対策事業	8,228	新富町茶園病虫害防除事業	1,114
				葉たばこ転換に伴う新品目育成事業	1,399
				学校給食食材地産地消費事業	1,114
				児湯地域家畜市場機能高度化整備助成金	1,147
				新富町施設園芸産地再生緊急支援事業	15,233
				新富町認定農業者経営改善緊急支援事業	27,389
				新富町環境保全型農業育成支援事業	981
				新富町就農支援交付金事業	18,000
		麦でつくる新富ブランドオンリーワン事業	1,000		

(2) 農産物加工・流通対策の充実

※23

- 農産物加工センターの整備を進め、加工による農産物の高付加価値化など6次産業化の推進を図るとともに、特産品の開発を図ります。
- 市場のニーズの把握に努め、新たな農産物の導入を図るとともに、県内外での農産物フェアの開催等を通し、新規市場の開拓、流通体制の強化などによるブランド化や産地のイメージアップを図り、農産物の商品価値を高めます。
- 他産業部門に対して農産加工品の開発支援を行うとともに、観光部門との連携を図りながら、農産物やその加工品の販路拡大を図ります。

(3) 農業生産基盤の整備

- 土地改良事業により農業基盤整備を進め、生産性の向上を図ります。
- 一ツ瀬川総合パイロット事業の未施工地区については、検討部会において具体的な対応策を検討します。
- 老朽化した土地改良施設（用排水路、農道など）の改修を図ります。
- 基盤整備が完了している地区での未舗装農道について、その整備を図ります。一部、走行制限が必要な路線については、関係機関と協議して、事故防止の安全対策を図ります。
- 農業生産基盤の整備及び農業経営の安定など農業・農村振興に関する各種施策との連携強化を図ります。
- 農地中間管理機構制度を活用し、農地の有効利用を図ります。

土地改良施設改良実績

○土地改良区関係

単位：千円

	年度	改修内容	金額
新 富 土 地 改 良 区	平成23年度	横江排水機場計画策定	3,360
		大洲排水機場ゲート操作線埋没	2,562
	平成24年度	横江排水機場改修計画策定	3,439
	平成25年度	金丸幹線用水路整備補修	36,100
		横江排水機場改修	366,295
		大洲排水機場改修	42,390
		金丸左岸地区用水路ゲート改修	55,000
柳瀬土地改良区	平成25年度	金丸右岸地区用水路ゲート等改修	10,000
一ツ瀬川土地改良区	平成23年度	百合野・牛牧原幹線整備	11,106
	平成24年度	杉安水路・中茶加圧機場整備	11,934
	平成25年度	北畦原加圧機場改修	10,724

※23 6次産業：農産物の生産（第1次産業）、食品加工・製造（第2次産業）、流通・販売、さらに観光（第3次産業）を組み合わせた新しい農業経営の考え方。

○暗渠排水設置事業 単位：千円

年度	面積	金額
平成25年度	71.0ha	106,500

○農業用ため池関係 単位：千円

年度	改修内容	金額
平成25年度	ため池耐震診断・ハザードマップ作成	28,426
	谷川ため池斜樋改修	5,900

農道舗装実績

単位：m

年度	農道舗装実績		累計整備距離
	役場施工分	団体施工分	
平成24年度まで	15,046	9,717	24,763
平成25年度	9,976	1,725	11,701

(4) 環境に優しい農業の推進

- 家畜排せつ物の有効利用による土づくりと低農薬、低化学肥料による、環境にやさしい有機農業を進めます。
- 減農薬で栽培するエコファーマー^{※24}の認定登録制度により、付加価値の高い新たな栽培方法の導入を図ります。
- 農地・水・環境保全向上対策事業に取り組み、農業用施設や農地の保全を図ります。
- 農業用プラスチック類の廃棄物処理を軽減するために、環境に優しい生分解性マルチ^{※25}等の使用を推進します。

(5) 畜産の振興

- 輸入自由化や飼料価格の変動による影響が大きい畜産経営は、粗飼料^{※26}の確保、加工品等の取組による6次産業化などの低コスト化や付加価値の高い戦略を展開させる必要があり、その支援を図ることで経営の安定化に結び付けます。
- 家畜排せつ物の適正処理により、畜産公害の発生防止に努めるとともに、^{※27}耕畜連携による環境に優しい畜産の構築を図ります。
- 本町畜産業の経営安定を図るために、優良雌牛の保留に対する支援や家畜導入資金等の財政的な支援を行います。
- 二度と口蹄疫や鳥インフルエンザなどの伝染病を発生させないように、防疫の強化、飼料用稲の増産並びに資源循環型農業システムの構築を図ります。

※24 エコファーマー：化学肥料や化学農薬を減らし、堆肥などによって土地の力を高める生産計画を都道府県に提出し、認定された農業者をいう。

※25 生分解性マルチ：土中や水中の微生物により最終的に水と二酸化炭素に分解される生分解性プラスチックでできた農業用のマルチビニールのこと。

※26 粗飼料：牧草・野草・サイレージ・わらなど、粗繊維含量が高く、養分含量の低い飼料。主に牛等の草食家畜に給与される。

※27 耕畜連携：米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。

Ⅱ 林業・水産業

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 森林の適正管理を通して、防災や水源涵養、景観維持や自然保護の意識向上など、森林の持つ機能を引出し活用するまち
- 海・河川の水質に優れ、魚介類が安定供給されるまち

(1) 林業

- 林業基盤の整備を図ります。
- 林業作業者の確保などにより、林業の維持を図ります。
- 海岸保安林の持つ公益的機能の強化を図るために、松林の松くい虫被害防止の徹底と被害跡地の森林再生の強化に努めます。

松くい虫防除実績

	空中散布	地上防除	樹幹注入
平成22年度	32ha	23ha	—
平成23年度	32ha	23ha	56本
平成24年度	32ha	23ha	97本
平成25年度	32ha	23ha	88本

(2) 水産業

- 漁港など漁業施設の整備を図ります。
- 宮崎県内水面センターとの連携により、シラスウナギの安定供給を図ります。
- 水産特産品のブランド化を推進します。
- 河川の濁水防止を図るための森林保全、合併処理浄化槽による生活排水対策などにより、海・河川の汚染防止に努め、水質対策による水産環境と水産資源の保全を図ります。

Ⅲ 商業・サービス業・工業

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 活気とにぎわいのある商店街に町内外から人が集まるまち
- 農業や商業、工業など異業種間の交流と連携が進み、消費者の関心を引く特産品を開発するなど、新しい地場産業が地域を引っ張るまち
- 技術力等の向上で足腰の強い企業が切磋琢磨するまち
- 町内循環型の経済システムにより、町内の消費活動が活発なまち

(1) 商店街の活性化

- 商店街の活性化を図るために、新富町の文化・芸術イベントや空き店舗対策により創設された「ギャラリーしんとみ」を活用した企画を新富町商業協同組合と連携して行なっていきます。
- アドバイザーの派遣や勉強会を実施し、商店の組織化及び組織力の強化を図るとともに、イベント等の企画・開催を通してにぎわいを創出し活性化を図ります。

(2) 商工業経営の改善

- 商工会とも連携し、商工業研修センターを活用した人材の育成を図ります。
- 公的融資制度の活用による経営の安定化を促進します。
- 農業、工業などの事業者等が積極的に参加できるようなイベントを開催し、農商工連携による地場産業の育成を図ります。
- 県工業技術センターなど公的研究機関を活用することで企業の技術力の向上につなげることを目的に、企業訪問を定期的を実施します。
- 農業、商業などの連携を図った地場産業の育成に努めます。特に、西都児湯地区は全国有数の農業地帯であり、食肉加工場や農産物加工場といった食品関連製造業等など、新富町の特色を活かした農商工が連携できる産業の誘致に取り組みます。

公的融資制度の活用状況

単位：件

年度	中小企業特別融資制度	小規模企業融資制度
平成22年度	2	6
累計	96	42
平成23年度	2	11
累計	98	53
平成24年度	6	16
累計	104	69
平成25年度	8	23
累計	112	92

IV 雇用

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 時代に適応した産業等の企業誘致を実現し、新たな雇用機会が生まだされているまち
- 足腰の強い地元企業が安定した雇用を提供するまち

- 工業用地の確保を図り、国・県や町人会等の人脈を活用した企業誘致を推進するとともに、現在町内において操業している企業のフォローアップに努め、町外への流失を防ぎます。また、現存する誘致企業の関連企業などの誘致にも努めます。
- 公的融資制度を活用し、中小企業の支援を図ります。

V 観光

目指すべきまちの姿(ビジョン)

- 地域の特性を活かした、新たな観光資源の発掘と開発を通して、年間を通して町外から人が訪れる県内有数の観光地として認知されたまち
- 農業など他産業との連携を通して、新富町の特性を活かした独自性の高い魅力ある観光産品などヒット商品を開発し、誘客につなげているまち
- 町民が郷土に自信と誇りを持ち、観光客を笑顔で迎え、新富町をみんなでアピールするまち

(1) 観光資源の開発

- 町内観光資源のPRを進めるため各種メディアを活用した観光PRを図るとともに観光マップを作成し、季節に合わせた観光ルートの形成を図ります。
- 新田原古墳群、湯之宮座論梅、富田浜周辺の整備を進め、観光資源としての活用を図ります。
- 新田原基地を観光資源としてとらえ、町内の地域資源の整備を図り、有機的に結び付けながら観光振興・地域振興を図ります。また、新田原基地とのタイアップによる新たなイベントの実施を検討します。
- 基地の存在を活かしたまちづくりとして移転跡地を活用し、町内外からの誘客を促し、交流や産業振興の拠点として賑わいを創出することができる施設の整備を進めます。
- 優良な泉質を含む温泉を地域資源として有効活用し、町民の健康増進と交流の場として利用を図るため、温泉健康センター「サン・ルピナス」の施設整備を進めます。
- 農商工連携により、レンコン、そば、米粉及び米粉麺や小麦などの地元特産品の加工品など特産品の開発を図ります。
- 基幹産業である農業を観光資源としてとらえ、グリーンツーリズム^{※28}の推進を図ります。
- 周辺市町村の観光資源とのネットワーク化を進めるためさいとこゆ観光ネットワークを積極的に活用し、西都・児湯の枠組みの中での広域的な観光ルートの形成を図ります。



新たな特産品開発が期待される小麦

(2) 観光PRの推進

- インターネットやラジオなど簡単でスピーディーに活用できる広報媒体を積極的に活用した観光PRや情報発信を推進します。
- 周辺市町村の広域的な連携を図るため、さいとこゆ観光ネットワークを積極的に活用し広域的な連携を図ります。

※28 グリーンツーリズム：農村や漁村での、長期滞在型休暇のこと。都市部の住民が、農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動のこと。

第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み

I 行財政

(1) 長期総合計画の実効性の確保

- 基本構想－基本計画に基づく施策について、担当課は毎年度の事業実施計画を作成するとともに、前年度の検証を実施し、公表することとします。

II 町民参加の推進

(1) 行政情報の公開

- 行政情報の公開と提供を進め、町民の行政参加への環境づくりを推進します。
- 広報誌、町ホームページの活用など町民への情報提供の充実を図ります。

(2) 町民参画のまちづくり

- 町民説明会、アンケート調査などの充実を図り、町民意見の把握を図ります。
- 審議会や協議会などの活用を図り、町民が企画立案できる環境整備に努め、町政への参加を進めます。
- ボランティア団体や^{※29}NPO団体など町民の自主的な活動とも連携を図り、町民参加のまちづくりを推進します。

III 行財政運営の効率化

(1) 財政運営の効率化

- 町民ニーズや社会の動向に十分留意しながら事業の優先順位を設定し、財源の重点的・効率的な配分を行います。
- 民間活力の活用を図り、行政コストの縮減を図ります。
- 「各課の事業実施計画（検証）」等により事業評価を行い、無駄のない財政運営を行います。

(2) 財源の確保

- 税制改正の動向、経済情勢の推移などに十分留意し、課税客体及び課税標準の的確な把握、並びに口座振替納付やコンビニエンスストアでの納付の推進等を通して、収納率の向上を図ります。

※29 NPO：平成10年（1998年）施行の「特定非営利活動促進法（NPO法人）」により法人格を認証された民間非営利団体。法的には「特定非営利活動法人」という。

- 受益者負担の適正化、各種使用料や手数料の適正化を図り、財源の確保を図ります。
- 各種補助制度などの積極的活用を図ります。
- 国に対しては、地方交付税の充実、国庫補助金制度の改善及び防衛省関係補助金等の拡充など、財源の充実を要望していきます。

(3) 行政運営の効率化

- 新規事業については投資効果、緊急性などの評価を総合的に検討した上で、社会情勢の変化などから真に必要と判断される施策については積極的に取り組みます。
- 新たに策定する「行政改革大綱」に沿った行政改革を引き続き推進します。
- 情報化社会に対応できるIT行政を推進します。
- 行政機構の見直しを適宜行い、多様性・機動性のある行政運営を行います。
- 今後も民間委託できる業務については、可能な限り民間活力の導入を推進します。
- 情報提供の充実、スピード感のあるサービスの推進を図り、町民サービスの向上を図ります。

(4) 職員の資質の向上

- 職員の能力向上のために研修制度を充実します。
- 職員の自主的な政策研究活動の支援を行います。

(5) 広域行政の推進

- 消防防災・救急、ごみ処理、道路整備、観光振興など広域的な行政課題について、周辺自治体との連携強化を図り、効率的な行政の推進を図ります。
- 西都・児湯地区市町村連携検討会において「公平委員会」「情報公開・個人情報保護審査会」「固定資産評価審査委員会」の3事務については共同処理を、また、「スポーツキャンプ」「滞納整理」「職員研修」「入札参加資格審査」の4事務については連携を強化していくことで今後も協議を進め、西都児湯地区での事務の共同処理の実現を目指します。

第3章

附 属 资 料

第5次新富町長期総合計画中期基本計画策定の経過

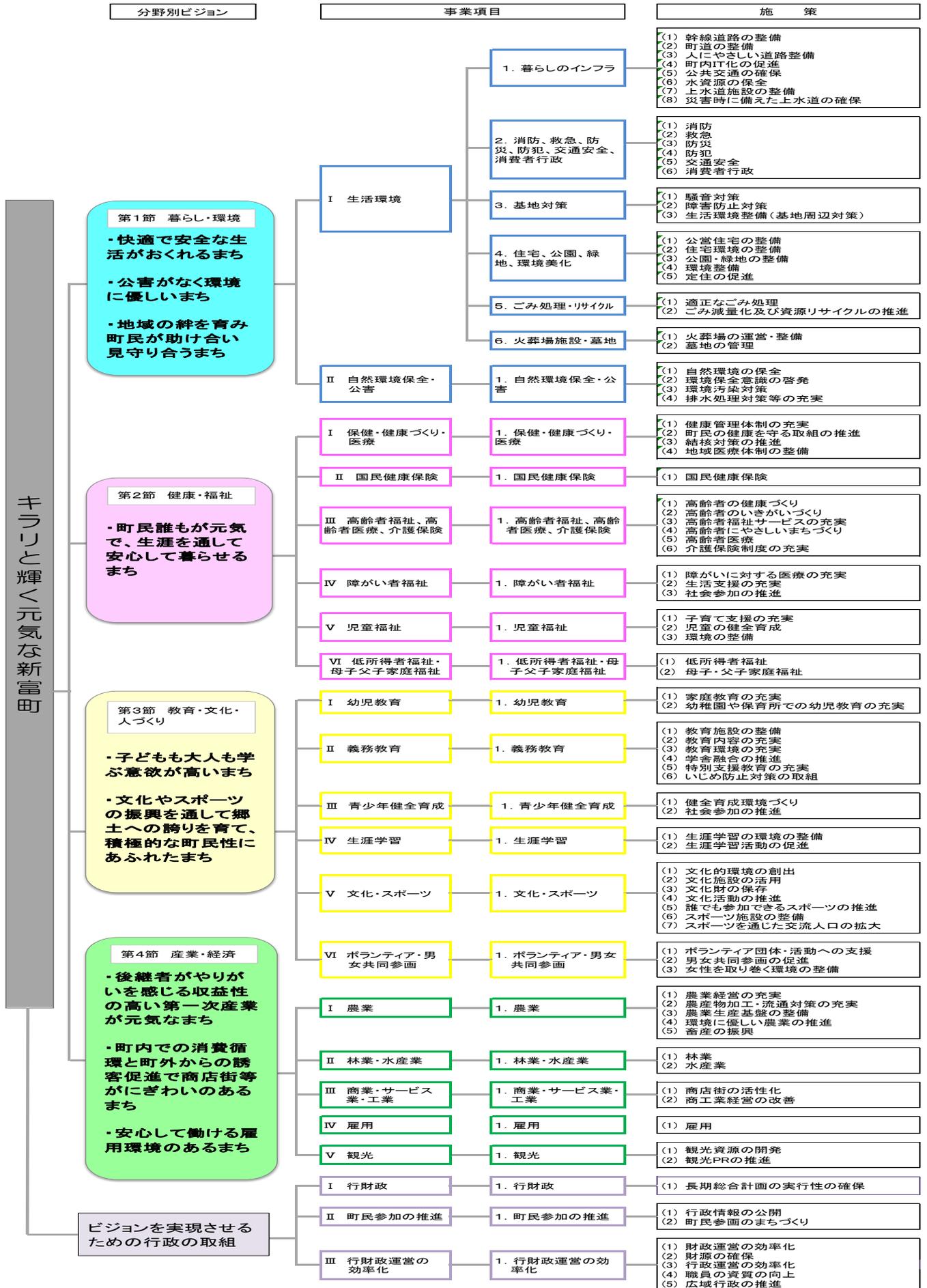
年	月 日	実施項目	内容
25 年	4月30日	政策会議	策定の方針決定
	5月1日	課長会議	・中期基本計画策定の主旨・概要 ・策定のスケジュール
	5月10日	新富町総合計画中期基本計画 専門委員会の設置（以下「専 門委員会」という。）	中期基本計画策定のため各課課長補 佐で組織
	5月21日	第1回専門委員会	・中期基本計画策定の主旨・概要 ・策定のスケジュール ・前期基本計画の検証
	8月8日	第2回専門委員会	・前期基本計画の検証 ・中期基本計画素案の審議
	10月1日	新富町総合計画中期基本計画 策定委員会の設置（以下「策 定委員会」という。）	中期基本計画策定のため各課（局）長 で組織
	10月15日	第1回策定委員会	・専門委員会の経過説明 ・中期基本計画原案の審議
	11月1日	第2回策定委員会	・中期基本計画原案の審議
	11月11日	第1回町政委員会	・策定委員会の経過説明 ・中期基本計画事務レベル案の審議
	11月22日	第2回町政委員会	・中期基本計画事務レベル案の審議
	12月27日	第3回町政委員会	・中期基本計画事務レベル案の審議
26 年	1月9日	第4回町政委員会	・中期基本計画事務レベル案の審議 ・中期基本計画執行部案の決定
	2月3日	第1回長期総合計画等審議会	・委員委嘱 ・町長から会長へ諮問 ・中期基本計画策定の主旨・方針につ いて
	2月25日	第5次新富町長期総合計画 中期基本計画(案)に対するパブ リックコメントの実施広報	実施期間： 3/1(土)～3/14(金) 意見なし
	3月19日	第2回長期総合計画等審議会	・中期基本計画案の審議
	4月18日	第3回長期総合計画等審議会	・中期基本計画案の審議 ・会長から町長へ答申
	5月16日	政策会議	・長期総合計画等審議会の答申報告 ・中期基本計画決定

新富町長期総合計画等審議会委員

職名	氏名	所属等
会長	永友 繁喜	新富町議会
委員	井崎美恵子	新富町商工会
委員	川上 喜義	新富町若者連絡協議会
委員	川野 國廣	新富町農業委員会
委員	下村 豊	新富町議会
委員	中山スズ子	新富町民生委員会
委員	橋口 澄子	新富町婦人連絡協議会
委員	樋口 幸男	新富町区長会
委員	三浦 秀一	新富町教育委員
委員	日高 正則	学識経験者 (2/3 から 3/10 まで)
委員	宮本 聡	学識経験者 (3/11 から 4/18 まで)
委員	広瀬 邦彦	学識経験者
委員	長友 美貴	学識経験者
委員	山田 貴子	学識経験者

任期：平成26年2月3日から4月18日まで

第5次新富町長期総合計画中期基本計画体系図



キラリと輝く元気な新富町

第5次新富町長期総合計画 中期基本計画

平成26年6月

発行 宮崎県新富町まちおこし政策課

〒 889-1493

宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地

電話 0983-33-6012

<http://www.town.shintomi.miyazaki.jp>